◎新潟県告示第486号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第５条第６項において準用する同条第１項の規定により、三条都市計画区域を次のとおり変更する。

平成26年３月28日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

１　都市計画区域の名称

三条都市計画区域

２　都市計画区域の変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

新潟県三条市白山新田及び下保内の各一部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

新潟県加茂市天神林字稲荷浦、字鍋潟、字西吉津川、下条字藤ノ木、字馬越、字荒又及び字太田の各一部